

「平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成31年3月20日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条に基づき、食品衛生監視指導計画を毎年度策定しています。このたび「平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画」の策定にあたり、地域の実情を勘案した計画となるようパブリックコメントを実施しましたので、結果を報告します。

[鳥取県食品衛生監視指導計画について]

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るもの。

1 パブリックコメントの実施結果について

(1) 実施期間

平成31年2月15日（金）から3月8日（金）まで

(2) 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 応募結果

意見総数：11件（団体1組、個人2名）

3 主な意見と対応方針

対応状況	件数	主な意見	回答・方針
反映	1	第5の1「消費者との情報及び意見交換の実施」に「食品表示制度に関する学習会」の実施を盛り込んで欲しい。	新たに追加された表示のルールや事業者への指導状況等消費者の食品表示の理解促進を図ることとし、計画本文に次のかっこ内下線のとおり追記します。「エ 消費者の衛生意識の向上及び知識普及を図るため、要請に応じて衛生講習会及び食品表示講習会等を実施するとともに、・・・以下略」
既に盛り込み済み	9	①改正食品衛生法等に対応するため、食品衛生監視員等の資質向上及び試験検査実施機関の体制整備等の更なる充実・強化を図って欲しい。 ②毒キノコを素人調理で誤って喫食しないよう、キノコを調理する前には、正しく鑑別できる人に見てもらって欲しい。	①職員の資質向上については、厚生労働省が実施するHACCP研修会等に職員を派遣し、知識及び技術の一層の向上を引き続き図っていきます。また、平成31年度予算で残留農薬の分析機器を更新し、食品の安全確保に係る試験検査体制の整備を図ります。 ②啓発パンフレットや新聞等の広告媒体を通して、キノコを採取した際の素人判断による喫食をしないよう引き続き啓発するとともに、鑑別を希望する相談の際は、専門機関を御案内しています。
対応困難	1	情報提供の手段として、ホームページ、ツイッター等に加えて、メールマガジン（仮称：とっとり食の安全メール）を検討して欲しい。	メールマガジン運用については、定期的な配信のための情報収集、配信を希望される方の情報管理を適切に実施する必要があり、現在の体制では実施困難と判断しました。ホームページやツイッターの更新をより一層充実させていきますので、御愛読いただきますようお願いいたします。
計	11		

4 策定までのスケジュール

3月19日 鳥取県食の安全推進会議において最終案を検討

3月末 策定・公表